

サウジアラビア（KSA）税務ガイド

（2022年2月）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地会計事務所 KPMG Lower Gulf Limited Dubai office に作成委託し、2022年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律・税制改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG Lower Gulf Limited Dubai office は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG Lower Gulf Limited Dubai office が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

KPMG Lower Gulf Limited Dubai office

住所：4, One Central, Dubai World

Trade Centre - Sheikh Zayed Rd,

Dubai

HP: <https://home.kpmg/ae/en/home.html>

目次

1. 主要な税制度	1
1.1 課税対象となる企業/個人.....	1
1.2 適用される直接税および間接税.....	3
1.3 上記の税の法的根拠.....	3
1.4 課税年度	4
2. 法人税	5
2.1 税率	5
2.2 税法の地理的な適用範囲.....	5
2.3 課税所得	5
2.4 その他の営業利益に対する課税.....	8
2.5 各種の役務契約に基づく利益/報酬に対する課税.....	8
2.6 外国の源泉からの収益に対する課税.....	9
2.7 資産評価	9
2.8 経費の控除	9
2.9 税制上の優遇措置.....	12
2.10 損失金の繰り越しに関する制度.....	13
2.11 源泉徴収税	13
2.12 パートナーシップと合弁事業.....	14
2.13 外国企業の支社/駐在員事務所に対する課税.....	15
3. 個人の所得税その他の税	16
3.1 個人の所得に対する課税.....	16
3.2 個人に課されるその他の税.....	16
3.3 付加価値税	17
3.4 その他の税	17
4. 主要な課税制度	20
4.1 法人税	20
4.2 個人の所得に対する課税.....	22
4.3 付加価値税 (VAT)	22
4.4 脱税防止に関する規則.....	26
4.5 二重課税回避に関する条約.....	28
5. 報告および監査	29
5.1 文書および記録の提出.....	29
5.2 認められる会計慣行.....	29
5.3 監査要件および収税当局への文書/報告書提出義務.....	29

5.4 監査要件および株主への文書/報告書提出義務.....	30
5.5 公認内部監査人の雇用.....	30
付録	31
二重課税防止条約	31

1. 主要な税制度

1.1 課税対象となる企業/個人

1.1.1 事業者

サウジアラビア（KSA）における事業者の種類としては、主に以下のようなものがある。

- 合資会社（Joint stock company）
- 有限責任会社（Limited liability company）
- 無限責任組合（会社）（General partnership (company)）
- 有限責任組合（会社）（Limited partnership (company)）
- 株式合資会社（Partnership company limited by shares）
- 支社/駐在員事務所（Branch / representative office）

サウジアラビアに所在する会社には（一定の例外はあるが）、株主の国籍に基づいて、2種類の異なる税制が適用されている。

- サウジアラビア/湾岸協力会議（GCC）加盟国国民の100%所有企業：税務上サウジアラビアの居住者とみなされる企業（Resident company）のうち、サウジアラビア/GCC加盟国の国民が株式の100%を直接間接に所有している企業（GCC以外の国の国民が株式を全く保有していない会社）には、ザカート（Zakat）が適用される。
- 外国人の100%所有企業：サウジアラビアの居住者である企業のうち、サウジアラビア/GCC加盟国の国民以外の者（外国人）が直接間接に所有している企業には、所得税が適用される。
- 共同所有の企業：サウジアラビア/GCC加盟国の国民と外国人が共同で所有している企業には、サウジアラビア/GCC加盟国国民の株式保有率に応じてザカートが適用され、外国人の株式保有率に応じて所得税が適用される。

上記の分類の例外として、以下のようなケースが挙げられる。

- サウジアラビア証券取引所に上場している国内の会社においてサウジアラビア国民以外の者が（直接間接に）所有している株式に対してはザカートが適用される。
- 石油または炭化水素の生産に従事している者（自然人か法人かを問わず、サウジアラビア国内に居住/所在しているか否かを問わない）が（直接間接に）所有している株式に

対しては、所得税が適用される。

- サウジアラビアの資本市場に上場している会社で石油もしくは炭化水素の生産に従事している者が直接間接に所有している株式や、資本市場において直接間接に所有される上記の企業の株式に対しては、ザカートが適用される。

1.1.2 個人

- サウジアラビア/GCC 加盟国の国民である自然人であって、サウジアラビア国内で事業を営んでいる者に対しては、ザカートが適用される。
- サウジアラビアに居住する非サウジアラビア国民の自然人であって、サウジアラビア国内で事業を営んでいる者は、課税の対象となる。

特定の課税年度において個人が以下の 2 つの条件を満たしている場合、その者はサウジアラビアの居住者とみなされる。

- サウジアラビアに恒久的な居所を有しており、かつ当該課税年度において合計 30 日を超える期間にわたりサウジアラビアに居住している。
- 当該課税年度において 183 日以上期間にわたりサウジアラビアに居住している。

一居住日数の計算に際しては、サウジアラビアの居所に滞在していた期間が丸 1 日に達していない日がある場合、そのような日も 1 日として計算される。ただし、その者がサウジアラビア国外の 2 つの地点の間を移動する過程でサウジアラビアを通過した場合はこの限りではない。

1.1.3 保税地域

現在、民間の企業は、港湾または税関当局との契約に基づき、サウジアラビア国内で「保税地域」(Bonded Zone) を管理している。「保税地域」の利点は「自由貿易地域」の場合と同様で、輸入に対して課されるあらゆる種類の税(関税、物品税、付加価値税等)が保留されることである。

国際企業は、サウジアラビアにおいて商業登記を行ったり商業登記証明書を取得したりしなくても、「保税地域」の倉庫施設を利用して自社製品の保管や再輸出を行うことができる。ただし、そのような場合でも税関への登録は必要である。

「保税地域」は、以下のようなサウジアラビアの主要な港湾と連携している。

- ジェッダ・イスラム港—サウジアラビアの西海岸にあって紅海に面している。

- キング・アブドラ港（民営港湾）－ジェッダの北にあり、やはり紅海に面している。
- キング・アブドゥルアズィーズ港－サウジアラビアの東海岸にあってペルシャ湾に面している。
- キング・ファハド国際空港－ダンマームに所在する空港。

サウジアラビアの国家長期戦略「ビジョン 2030」を実現するため、新たな保税地域の構築が現在進められている。

1.2 適用される直接税および間接税

1.2.1 直接税

- 法人税
- キャピタルゲイン税（資本利得税）
- 国内企業から国外企業に対して業務上支払われる金額（配当、利息、実施料など）に課される源泉徴収税

1.2.1 間接税

- 付加価値税（VAT）
- 物品税
- 関税

1.3 上記の税の法的根拠

税の種類	左記の税の法的根拠
法人税	所得税法（通称 ITL）および同法施行規則
キャピタルゲイン税	所得税法（通称 ITL）および同法施行規則
源泉徴収税	所得税法（通称 ITL）および同法施行規則
ザカート	ザカート法および同法施行規則
付加価値税	付加価値税法および同法施行規則
物品税	物品税法および同法施行規則
関税	統一 GCC 関税法

1.4 課税年度

一般に、納税者の課税年度はサウジアラビアの会計年度（1月～12月）となる。ただし、規則に明記された制限に従い、納税者は、州/国の会計年度と異なる課税年度として、別の12カ月の期間を用いることができる。納税者の最初の会計期間は商業登記もしくは営業許可の日付を以て開始される。新たに納税者となった会社の最初の課税年度や、休業もしくは清算があった場合の最後の課税年度は短期会計年度であってもよい。ただし、その会社の定款が長期会計年度を要求している場合はこの限りではない。納税期限および確定申告の提出期限は、会計年度の末日から120日以内である。

2. 法人税

2.1 税率

ザカートは、ヒジュラ暦の年度のザカート基準額に基づき、2.5%が課税される。ザカート納付者の会計年度がグレゴリオ暦に準拠している場合、2.5%をヒジュラ暦の当該年度の日数に分割し、グレゴリオ暦による年度の日数を乗じることによってザカートが計算される。ただし、修正後利益は例外であり、あらゆる会計年度について2.5%の税率が適用される。ザカートの基準額は、修正後純利益とザカート課税標準額のうち、いずれか大きな方の金額となる。ザカート基準額はザカートに関して計算された企業の純資産を示すものである。

サウジアラビア居住者である企業、サウジアラビア国内で事業を営んでいる非-サウジアラビア居住者の 自然人、サウジアラビア国内に所在する非-居住者の恒久的施設、天然ガス投資に従事している納税者の場合、ザカートの税率は税務基準額の20%である。ただし、石油および炭化水素の生産に従事している納税者の税務基準額に対する税率は、当該納税者の設備投資に応じて50パーセントから80パーセントまでの範囲で変動する。

2.2 税法の地理的な適用範囲

所得税法および同法施行規則は、サウジアラビアの領内で適用される。税法上の同国の定義には、サウジアラビアの領土、領海、領空および同国とクウェート国との間で分割された地域における同国の権利が含まれる。国際法に従ってサウジアラビアの主権、統治権もしくは管轄権が適用される海洋および半海洋の地域も、同国の領内に含まれる。居住者企業とは、サウジアラビアの会社法に従って設立されるか、その経営中枢がサウジアラビア国内に所在している企業をいう。

2.3 課税所得

課税対象となる活動は以下のようなものである：あらゆる種類の活動（商業、工業、農業、サービス業、金融業、保険業等）；あらゆる種類の投資；輸送業；動産、不動産などの有形資産および無形資産の賃貸。さらに、専門サービス業、貿易業、以上と類似する営利活動（代理店、ブローカー業、他の類似のサービス）も課税対象となる。単に各種銀行口座

(当座預金、定期預金、普通預金等)を開設するだけの行為はや、サウジアラビアに居住する自然人が同国の証券市場において上場企業の株式を売買する行為は、課税対象となる活動には含まれない。

課税対象となる所得は総所得であり、いかなる種類の活動であれ、また、その支払方法を問わず、納税者がその活動に従事することによって得た収入、利益および利得(キャピタルゲインや臨時収入も含まれる)の総額から免税所得を差し引いた金額となる。

天然ガス投資事業に従事することで得られる収入は、天然ガス(液化天然ガス、硫黄を含む天然ガス凝縮物その他製品の販売、交換もしくは譲渡によって得られた収益と、主たる業務(種類や源泉を問わない)に関連して得られた臨時収入や営業外収益(天然ガス投資の対象となる施設の余剰な生産能力の利用によって得られた収益などを含む)から納税者が受け取った所得とをすべて合計した額に等しい金額とする。

以下に該当する所得は、サウジアラビア国内で発生したものとみなされる。

- サウジアラビア国内で遂行された事業によって得られた所得；
- サウジアラビア国内に所在する不動産から発生した所得(当該不動産の譲渡や、サウジアラビア国内に所在する不動産を主要な資産とする企業の株式を売却することによって得られた所得を含む)；
- 居住者たる企業の株式の売却により発生した所得；
- サウジアラビア国内において使用される動産の賃貸借により発生した所得；
- サウジアラビア国内で使用される知的財産もしくは産業財産の使用権の売買または使用許諾により発生した所得；
- 外国に所在する自社の本社または関連会社が提供した役務の対価として居住者たる企業が支払った金額；
- 居住者たる企業によって支払われた配当金、管理費もしくは役員報酬から構成される所得；
- 全面的または部分的にサウジアラビア国内で提供される役務の対価として居住者たる企業が支払った金額；
- サウジアラビア国内に所在する天然資源の利用に関係する所得；
- サウジアラビア国内に居在する非-居住者の恒久的施設(PE)に帰属する所得(当該PEを通じて供給、提供もしくは遂行されている商品、サービスもしくは活動と同様な商品、サービスもしくは活動を非-居住者が販売・提供・遂行することにより得られた所得を含む)(吸引力・全所得主義の原則)；

さらに、以下の種類の所得は、サウジアラビア国内で行われた活動から生じたものとみな

され、従ってサウジアラビアの源泉から得られたものとみなされる。

- 貸付金の担保としてサウジアラビア国内に所在する動産もしくは不動産が提供されており、借主がサウジアラビアの居住者であるか、当該貸し付けがサウジアラビア国内で遂行された活動に関係している場合に、非-居住者に支払われた貸出金利（利息/収益）。ただし、銀行間預金がサウジアラビアの居住者である銀行に預託されている期間が 90 日を超えない場合、非-居住者である借入側の銀行の名称および住所、貸付期間および支払われた手数料の金額を明記した年次報告書（サウジアラビア通貨庁（Saudi Arabian Monetary Authority）が承認したもの）を借入側の銀行が提出することを条件として、その銀行間預金につき発生した手数料は除外される；
- 以下のいずれかに該当する保険/再保険の保険料：
 - 保険による保証の対象がサウジアラビア国内に所在する資産である。
 - 保険者がサウジアラビアの居住者である。
 - サウジアラビア国内で遂行される活動や前記活動に伴うリスクに関係している；
- 技術サービス/コンサルタントサービスがサウジアラビアの居住者に提供されるかサウジアラビアにおいて遂行される活動に関係している場合、それらのサービスから得られた所得；
- サウジアラビア国内で生産された物品および製品の販売によって発生した所得；
- サウジアラビアの設備、機械、商品等の輸入に関する契約が、当該輸入品についてサウジアラビア国内で遂行される別段の役務（輸送、設置、保守、教育訓練等）を規定している場合、そのような契約により発生した所得。この場合、所得の源泉の判断に際して、前記の役務に関係する所得はサウジアラビアの源泉から得られたものとみなされ、そのような所得として課税されることになる。輸入される物品および設備に関する保険や輸送は、所得の源泉を判断するにあたりサウジアラビア国内で行われた活動とはみなされないことを本規則は特に提案する；
- 特定の役務のための作業の全部ないし一部をサウジアラビア国内で遂行する必要がある場合、それらの役務から得られた所得（当該役務がサウジアラビア以外で提供される場合も同様である）。役務提供者の現実の所在が明らかにされ、かつ、輸送中の船舶や航空機の中で実行される作業が、サウジアラビア国内で活動する者のための作業であることが要件となる；
- サウジアラビアの居住者とみなされる企業の所得（サウジアラビア国外で遂行された業務に由来する所得や国外支社の所得を含む）。

税率は純利益に対して適用される。純利益は以下の 2 つの金額の差として定義される：

- (i)総収入。総収入とは、業務活動に関連して受け取ったすべての利益、収益もしくは報酬（その性質や支払方法は問わない）の合計額であり、固定資産によるキャピタルゲインや

臨時収入を含むが、免税所得は除外される；(ii)控除可能な費用（繰り越される損金を含む）。所得税法の施行規則は、以下の行為により得られた収益は総収入に含まれると規定している：売買、金融取引および商取引；石油その他の鉱物資源の処理または開発に関連する活動、動産もしくは不動産にかかわる取引。さらに、業務委託に伴う手数料や株式・証券に基づく利益も総収入に含まれる。一般に、営利目的で行われる業務上の取引や何らかの富の源泉から得られた収益は、すべて総所得に含まれる。

免税所得には、サウジアラビア国内ならびに国外の証券市場で行われた証券の売却によって得られたキャピタルゲインが含まれる。ただし、それらの証券がサウジアラビアにおいて上場されていることと、資産売却によるキャピタルゲインが事業資産の一部をなしていないことが要件となる。

さらに、所得税法施行規則は、居住者および非-居住者の資本会社から提供される配当が以下の条件を満たしている場合、それらの配当を課税対象外としている。

- 居住者である資本会社/配当受益者が投資先の会社の株式資本の10%以上を保有していること；
- 株式保有の期間が1年以上であってはならない。

2.4 その他の営業利益に対する課税

国内の源泉徴収率は配当所得の場合で5%、利子所得の場合で5%、ロイヤルティの場合で15%となっている。

2.5 各種の役務契約に基づく利益/報酬に対する課税

サウジアラビアの租税法は、サウジアラビアに物品を供給することを目的とした契約（当該物品の出荷および保険に関する契約を含む）は、それだけではサウジ国内でなされた活動の結果とはみなされないと規定している。ただし、当該物品供給に付随する業務（輸送、設置、保守、教育訓練または以上に類する作業）がサウジアラビア国内で遂行される旨の規定が契約に含まれている場合はこの限りではない。その場合、それらの付随的な業務のみがサウジアラビア国内でなされた活動の結果とみなされ、以下の規定に従って課税の対象となる。

- 供給契約の中で、サウジアラビア国内で実施される作業の原価とは別に物品の原価が

明記されており、恒久的施設（PE）が国内に存在しない場合、役務の種類に基づき、サウジアラビア国内で実施される作業に課される源泉徴収税を査定することができる。ただし、サプライヤーがサウジアラビア国内に PE を有していることが契約の前提となっている場合には、通常の納税者の場合と同様、サウジの租税規則に従って所得税が適用される。

2.6 外国の源泉からの収益に対する課税

サウジアラビア居住者である資本会社は、それぞれの会社が世界中で得た所得に基づいて課税される。従って、外国で行われた事業活動や国外に所在する支社から得られた所得も課税対象となる。サウジアラビアの租税規則が規定する原則は、特定の種類の所得（配当、利子、ロイヤルティ等）に特に言及していない。サウジアラビアの居住者である企業が国外の源泉から前記の所得を得ていた場合、それらの所得は課税の対象となる。

2.7 資産評価

サウジアラビアの所得税法には、資産評価に関する特別な規定は盛り込まれていない。

2.8 経費の控除

2.8.1 減価と償却

納税者の固定資産（有形・無形の別を問わないが土地は除外される）は損耗や陳腐化によって次第に価値を失っていくが、そのような固定資産の全部ないし一部が課税所得を発生させるために利用され、かつ、課税年度の終了後も一定の価値を保っている場合には、それら納税者の固定資産の減価を控除することができる。

- 固定資産について認められる減価は複数のグループに分類されており、それぞれのグループの原価率は以下のとおりとなる：不動産（製造施設を除く）－5%；
- 動産である工業用および農業用の設備機器－10%；
- 機械設備、製造施設および製造設備（ハードウェアおよびソフトウェア(コンピュータプログラム)および輸送手段－25%；
- 地質調査、探査、掘削の費用ならびに天然資源の利用・開発のための準備作業に伴う費用－20%；

- その他すべての固定資産（有形か無形かを問わず、船舶、航空機、列車、家具調度、営業上の信用等を含む）－10%

一括事業請負後譲渡方式（略称：BOT または BOOT）の契約に基づき取得された資産については、契約期間（当該資産が契約発効後に取得された場合には契約の残余期間）にわたって減価償却が認められる。

減価償却引当金は、償却基準額（課税年度の終了時に残存していた当該資産グループの価値）に原価率をかけることによって計算できる。特定の資産グループの償却基準額は、前年度終了時における当該グループの残存価額に当該課税年度および直前の課税年度に取得した（同じグループの）資産の価額の 50%を加算し、当該会計年度および直前の課税年度に処分された資産について受け取った対価の 50%を差し引いた額（差引額が赤字になっていないことを条件とする）に等しい額となる。（特定グループの）資産の残存価額から当該年度および直前の年度に売却された資産の価額の 50%を差し引いた値がマイナスになった場合、その年の減価償却引当金はゼロとなり、その差額は税務基準額に加算される。

年度末の時点で特定グループの資産の残存価額がサウジアラビア・リヤルに換算して 1,000 リヤル未満であった場合、それら資産の残存価額を年度末の時点で控除することができる。グループの資産が売却された場合、それら残存価額は年度末に控除することができる。業務上の用途と業務外の用途の両方に使用されている資産については、業務上の使用の割合に応じて減価が認められる。

2.8.2 不良債権

以下の一定の条件が満たされている場合、不良債権を控除することができる。

- 債権の回収に必要な措置をすべて講じたにも関わらず回収が不首尾に終わったこと；
- 問題の債権が商品の販売またはサービスの提供に関連するものであること。
- 当該債権が納税者の課税所得としてすでに申告されていること。
- 当該債権が納税者の関係部署の決定に基づいて既に損金処理され、記帳されていること（当該企業の監査役が発行した証明書による証明を要する）。
- 当該債権が関連企業に対するものでないこと。
- 当該債権が回収された場合には収税当局に対して申告する旨を納税者が保証していること。

2.8.3 引当金および準備金

納税の際には準備金や引当金は控除されない。ただし金融機関は、サウジアラビア通貨庁 (Saudi Arabian Monetary Authority) が発行する証明書に基づき、不良債権引当金を控除することができる。保険会社は、「未経過保険料」(unearned premiums ; 次の課税年度にかかわるリスクを保証する保険料として記帳されている保険料) に関する積立金や、未経過リスク (請求されたが決済されていない補償額) のための準備金を控除することができる。

2.8.4 取締役、パートナー、株主に対する報酬

所有者、パートナーもしくは株主または以上の者の扶養家族もしくは親族に対して支払われる給与、賃金その他これらに類する金額は株式会社の株主の場合を除いて控除しえない。

2.8.5 賃貸料

業務に関連して使用される不動産の賃貸料については、控除が認められる。

2.8.6 寄付

納税者の税務基準額を確定する際に、当該課税年度に公共機関またはサウジアラビアで活動許可を得ている慈善団体に支払われた寄付金は、所得から控除することが認められる。ただし、前記の慈善団体は非営利団体でなければならず、かつ、寄付金を受領する資格を有していなければならない。

2.8.7 その他の控除可能な費目

課税年度中に課税所得を獲得するために支払われた (または発生した) 通常に必要な経費は、税務基準額から控除することができる。ただし、資本支的的な性格の経費や租税法の規定により控除対象外とされる経費はこの限りではない。

原則として、控除可能な経費は以下の条件を満たしていなければならない。

- 当該経費が現実に発生しており、適正な証拠により裏付けられていること。
- 当該経費が課税所得に関係していること (従って、免税所得に関する費用は控除できない)。
- それら経費が発生した課税年度に関係していること

- 固定資産の価値を増大させるための経費ではないこと。

上記の制限は金融機関には適用されない。

サウジアラビア所得税法の施行規則は、課税所得から控除しうる上記以外の経費について定めている。特に、同規則は以下のような経費の控除を認めている。

- 企業が養育している従業員の子弟に関係する学費。ただし、学費の支払が雇用契約に規定されており、学費の納付先が学校として認可された国内の教育機関であることが条件となる。
- 従業員に代わって雇用主が支払った退職基金への拠出金（その定義は適用法規に従う）および適格退職基金への拠出金。これら拠出金の控除は、雇用主の拠出金が計算された時点における従業員の所得の25%を上限とする。
- 退職基金、社会保険その他、従業員の退職後の福利および医療費を調整する目的で設立された基金に対する会社の拠出金。ただし、以下の基準が満たされることが前提となる。
 - ・ 許容される控除額は、上記の基金に関して控除が求められる会計年度の開始時に存在していた年金積立金の不足額を超えないものとする。
 - ・ 上記の基金は、サウジアラビアの国内・国外のいずれにおいて設立されたかに関わらず、独立の法的地位を有するものとする。
- 当該課税年度中にサウジアラビアで発生した研究開発費。この控除は、研究開発活動のために取得された土地その他の固定資産の費用には適用されないが、これらの資産については会計基準に基づく減価償却が認められる。
- （減価償却が可能な）固定資産の修繕、保守および改良に要した費用。これらの経費は、それが発生した年度の税務基準額から控除することができる。控除額は、当該課税年度の終了時における当該資産グループの残存価額の4%を上限とする。超過分は残存価額に加算され、相応の減価償却の対象となる。

2.9 税制上の優遇措置

サウジアラビア政府は、国内の6つの低開発州で発足されるプロジェクトへの投資を拡大しようという意図から、これらの州に対し10年間の租税優遇措置を認めている。投資家は、サウジアラビアの従業員について発生する一定の費用に関連して毎年納付すべき税額につき減免措置が認められる。税の減免措置が提供される地域は、ハイール州（Ha'il）、ナジュラン州（Najran）、アル・バハー州（Al-Baha）、アルジャウフ州（Al-Jouf）および北部特別地域（Northern Territory）である。

2.10 損失金の繰り越しに関する制度

企業の税引前損失は無期限に繰り越すことが可能である。ただし、各年度の控除額は、その年度の納税者の確定申告に示された利益の25%を上限とする。課税対象外の活動に関連する損失の控除や繰越は認められない。サウジアラビアにおいて免許を有する公認会計士によって監査された標準支払勘定に基づいて確定されていない損失についても、控除や繰越は不可とされている。

2.11 源泉徴収税

サウジアラビアの居住者とみなされる企業が非-居住者に支払う社外流出（配当を含む）には、5%の源泉徴収税が課される。ただし、天然ガス投資、石油部門および炭化水素部門の事業を営んでいる会社が行う社外流出には源泉徴収税の適用外となる。租税規則の定義によれば、社外流出とは、居住者である企業が非-居住者の株主に対して行う分配をいう。さらに、恒久的施設（PE）から本社への利益移転や、企業の一部もしくは全部の清算に伴う清算払戻金（清算による収益のうち資本を超過した分）は、社外流出には含まれるものとみなされる。社外流出の原資となる利益に基づいて納付される所得税につき、租税規則は税額控除その他の形態による税の減免に関する規定を設けていない。

居住者が非居住者に返済する貸付に由来する所得には、5%の源泉徴収税が課される。「貸付に由来する所得」（income from loans）という用語の定義は租税規則に明記されていないが、借入債務に基づいて支払われる（または支払義務が発生する）金額を意味するものと推定することができる。短期の銀行預金に係る利子の支払は課税の対象外となる。

居住者が非-居住者に支払うロイヤルティ（実施料）には、15%の源泉徴収税が課される。租税規則の定義によれば、「ロイヤルティ」（royalty）という語は、以下の(i)~(iii)のいずれかを目的としてなされる支払を意味している：(i)知的財産（特に著作権、特許、意匠、商業上・工業上・営業上の秘密、商標、ノウハウ等）の使用または知的財産を使用する権利；(ii)商業的、工業的または科学的な専門知識に関する情報；(iii)天然資源の利用。

所得税法施行規則に基づき、非-居住者に対する以下の支払には源泉徴収税が課される。

- 管理費—20%。同規則の定義によれば、管理費という語は、管理業務の対価として支払われる金額（契約に基づく事業運営（ホテル、船舶等を含む）の対価として支払われる法主等）を意味する。

- 技術サービス、コンサルティングサービスおよび組織の本部または関係者に対する通信である国際通信サービス：15%
- 賃貸料、技術サービス、コンサルティングサービス、国際通信サービス（本社と関連会社との間で提供されるサービスを除く）の料金、航空券の代金、航空輸送および海上輸送の料金、許堅朗および再保険料－5%。
- その他の役務に対し支払われる報酬（当該役務がサウジアラビア国内で提供される場合）－15%。

技術料には、その性質を問わず以下のような技術的/学術的サービスに対して支払われる報酬が含まれる：各種分野の研究開発；科学的・地質学的・工業的な性格の探鉱作業；コンサルティングサービス；監督業務；あらゆる種類のエンジニアリングサービス（計画や設計を含む）。

源泉徴収税は、課税対象となる支払が行われた月から10カ月以内に納付することを要する。

2.12 パートナーシップと合併事業

パートナーシップの場合、課税の対象は当該パートナーシップのパートナーであって企業それ自体ではない。だが、当該課税年度におけるパートナーシップの所得、利益、損失、経費、負債その他の費目の額や税務関連の事項を示す情報を提供するため、企業は確定申告書を提出する義務を負う。確定申告は、（所得税法の規定により税の不正申告に対して科される罰金を含めて）手続規則に従って行われる。

所得税法に適合した課税年度、会計手法、棚卸資産の計算法、その他の会計方針を選択する責任を負うのは、パートナーではなくパートナーシップである。また、自らが業として行っている活動の種類に関して要求される届出や陳述書を提出する責任を負うのもパートナーシップの方である。

資本金に関する所得税法の規定は、有限責任パートナーシップにおける有限責任パートナーの持ち分にも適用される。

パートナーシップが負う義務は、複数の企業から成る共同事業体（コンソーシアム）にも適用される。特に重要なのは、収税当局への登録、申告書の提出、関連の処罰に関する義務である。

2.13 外国企業の支社/駐在員事務所に対する課税

非-居住者たる企業の支社の課税所得については、20%の税が適用される。本社が発生させた一定の料金を支社の確定申告の際に控除することはできない。非-居住者企業の支社については、租税法の一般規定が適用される。

3. 個人の所得税その他の税

3.1 個人の所得に対する課税

個人の所得に課される所得税の制度はサウジアラビアには存在しない。専らサウジアラビア国内の雇用関係のみに由来している場合、そのような所得に対して所得税が課されることはない。恒久的施設を持たない非-居住者がサウジアラビア国内の財源から所得を得ている場合は、源泉徴収税に関する規則に基づいて課税される。

3.2 個人に課されるその他の税

空地税（White land tax；略称 WLT）：空地税法（WLT Law）に基づき、居住用地または商業用地に指定されている空地（「未利用地」または「未開発地」と称する場合もある）を都市部に所有している者は、その土地の市価の 2.5% に相当する税を毎年納付することになる。

施行規則の第 8 条は、土地が空地法の適用対象となるためには以下の要件を満たしていなければならないと規定している。

- その土地が空地であること。
- その土地が都市境界線の内部に位置していること。
- 関係当局が発行した承認済みの都市計画により、その土地が居住用地または商業用地に指定されていること。
- 施行規則第 6 条の規定により、課税対象となる土地のカテゴリーに属していること。

空地とは、地価公示の時点で施行されている法および規則により定められた用途のために開発されていない土地をいう。

社会保険税とは毎月納付される税金であり、以下に基づいて計算される：(i)基本賃金；(ii)現金もしくは現物による住宅扶助；(iii)サウジアラビア・リヤルで 45,000 リヤルを上限とする手数料（サウジアラビア国民以外の従業員について 2%の税率で計算され、雇用主により支払われる）。サウジアラビア国民の従業員の場合、税率は 22% となり、そのうち 10% を従業員が、12% を雇用主がそれぞれ負担する。

個人が事業もしくは専門業務を遂行することで得た**資本利得（キャピタルゲイン）**は、法人の場合と同様に課税の対象となる。

3.3 付加価値税

3.3.1 課税対象

サウジアラビア付加価値税法および同法施行規則に基づき、以下の行為については付加価値税が課される。

- サウジアラビア国内で納税義務者により生産される商品およびサービスの提供；
- リバースチャージ方式に基づきサウジアラビア国内で納税義務者により受納される商品およびサービスの提供；
- 商品の輸入。

3.3.2 税率

サウジアラビアでは2018年1月より付加価値税が導入され、大半の商品およびサービスが課税対象となった。当時の税率は5%の一本建て税率であった。この付加価値税の標準税率は2020年6月1日以降5%から15%に引き上げられた。

3.4 その他の税

3.4.1 関税

輸入品に対しては、分類に関する世界調和システムに則り、輸入の **Kouf** の時点で関税分類に従って所定の率の関税が課される。関税は、従価税（課税物件たる商品の価額の一定割合）もしくは従量税（輸入される商品の個数に基づき税額が決定される）のいずれかの形態をとる。課税対象の商品に従価税が適用される場合、輸入品の陸揚費に基づいて計算される。陸揚費は、売主に対して現実に支払われた（または支払われるべき）金額に基づいて計算される。

通常、支払われる（または支払われるべき）価格は以下の要素から構成される：輸入品の価格；梱包費用；サウジアラビアの港までの輸送費および保険料；荷積み/荷降しの費用。これらの金額はすべて、貨物の申告の日にサウジアラビア通貨庁（SAMA）が公示した為替レートに従ってサウジアラビア・リヤルに換算される。この手続を実施することができない

場合、最も等価に近い価額（この額は価値評価にかかわる諸規則に基づく算定額として確認可能）に基づいて輸入品の価値評価が行われる。従量税による関税が課される輸入品は、統計品目番号（HS コード）により指定されている。

たとえば、重量に基づく関税率が適用される輸入品は、関税表の記載に従って総重量もしくは正味重量に基づいて査定される。総重量とは、商品の重量と容器内部および外部の梱包材すべての重量を含む重量である。商品の正味重量とは、容器内部および外部の梱包材（商品の区分けや配置に用いられる素材を含む）をすべて除外した重量である。一定の商品については、申請に基づいて関税の免除が認められる。さらに、一時的な輸入の場合や公認の税関倉庫に保管されている商品については、関税の保留が認められる。

商品が GCC 加盟国向けの優遇措置（関税免除を含む）を求めようとする場合、原産地に関する一定の規則が存在し、それによって商品が優遇措置を受けるために満たすべき要件が決定される。主な要件としては以下のようなものが挙げられる。

- そのような商品には有効な原産地証明が伴っていないなければならない。
- 商品は、GCC に属する原産国から直接サウジアラビアの港に到着しなければならない。
- 原産国の国内で付加された価値が全体の 40%以上に達していることが製造工程によって示されなければならない。
- GCC の製造業者は、25%以上の労働力を当該国内から採用していないなければならない。

国内での付加価値と労働者の現地採用率に関しては、規則により若干の弾力性が認められており、国内での付加価値が占める割合が 20%以上、労働者の現地採用率が 25%以上であれば、一方の数値によって他方を埋め合わせることができる。

3.4.2 物品税

サウジアラビアにおいては 2017 年 6 月 11 日を以て物品税法が施行されたが、サウジアラビアにおいて物品税の課税対象として選ばれた商品は、たばこ製品（税率 100%）、ソフトドリンク（同 50%）、エナジードリンク（同 100%）のみであった。物品税の対象となる商品の製造者および輸入者がサウジアラビアの物品税法を順守するためには、ZATCA（ザカート・税・関税庁）への登録が要求される。物品税法の適用対象となる企業が登録を行っておらず、ZATCA が発行する手引書に従っていない場合、その企業は脱税者とみなされ、処罰されることになる。

3.4.3 不動産取引税 (RETT)

不動産の処分の際に課される不動産取引税 (Real estate Transaction Tax ; 略称は RETT) の税率は、不動産の条件、形状もしくは用途を問わず、不動産の処分価額全体の 5%である。

不動産には土地とその上の建造物もしくは建設物が含まれる。課税対象となる不動産の処分が土地の状態のままで行われたか、土地の上に何らかの施設が建設されてから行われたかは関係ない。また、物件全体が処分されたか、その一部のみが戸建て住宅、共同住宅、居住ユニットその他のタイプの不動産として処分されたかは問われず、その処分が正当であることが証明されているか否かも問題にならない。規則は、一定の場合に適用されうる一定の免税措置を定めている。

2020年10月1日以降、以下の取引に関して不動産取引全般に関する付加価値税 (VAT) の免除が適用されることとなった。

- 所有権の移転；
- 商業用、居住用、農業用の不動産の売却；
- 開発済みの土地および未開発地の売却；
- 認可を受けた不動産開発業者は、商品およびサービスの購入につき発生した VAT の還付を求める権利を有する。

印紙税は一切存在せず、譲渡、売上、取引高、生産に対する課税はいかなる形態であれ存在しない。ただし、それらがザカート (サウジアラビア国民のみに適用される) の適用範囲に該当する場合はこの限りではない。

4. 主要な課税制度

4.1 法人税

4.1.1 登録

所得税法に従って課税対象となる事業者は、その最初の会計年度が終了する前に、収税当局に自らを登録するものとする。期限内に登録を行わなかった場合、1,000 リヤル以上 10,000 リヤル以下の罰金が科される。

納税者はザカート・税・関税庁（略称は ZATCA）のウェブサイト（Zakat, Tax and Customs Authority ; zatca.gov.sa）を通じて、オンライン登録を行うことを求められる。

4.1.2 提出文書および税の納付

納税者（最終源泉税により課税される者を除く）は、課税年度の末日から 120 日以内に、自らの課税所得を申告するために所定の書式に従って作成された当該年度の納税申告書を提出しなければならない。パートナーシップの場合、課税年度の末日から 60 日以内に申告書を提出しなければならない（コンソーシアムもパートナーシップと同様に扱われる）。課税所得がサウジアラビア・リヤルに換算して 100 万リヤル（SAR 1,000,000）を超える納税者は、サウジアラビア国内で実務に従事する許可を得た公認会計士に依頼して、申告書の正確性を証明してもらわなければならない。

また、休業する納税者は、業務を停止した日から 60 日以内に、収税当局の申告書を提出しなければならない。

ZATCA は「契約開示サービス」（Contract Disclosure Service）と呼ばれるオンラインサービスを新規に導入し、10 万リヤル（SAR 100,000）を超える額の契約に関する情報を収税当局に提供するよう万人に要請している。自然人か法人かを問わず、納税者か非-納税者かを問わず、慈善団体や募金団体も、公法人や公的組合も、果ては行政当局に至るまで、ありとあらゆる法主体に対して、情報の提供を求めているのである。これらの契約は、その締結日から 3 カ月以内に報告されなければならない。ZATCA はさらに、電子情報を利用して契約の更新、更改、解消を開示するよう人々に要求している。

源泉徴収税を除いて、納付すべき税は、課税年度の末日から 120 日以内に納付しなければならない。源泉徴収税は、非-居住者に対する支払がなされた月から 10 カ月以内に納付することを要する。

直前の課税年度における納税額が 200 万リヤル以上であった納税者は、3 回の分割払いによる予定納税を要求される。毎回の納付額は、前年度における納税者の申請額から前年度に納税者に課された源泉徴収税を差し引いた金額の 25%に相当する額となる。この予定納税は、課税年度の 6 番目、9 番目および 12 番目の月の末日までに支払うことを要する。

ZATCA は自動化された納税システムを提供している。納税者は、各人の固有の ZATCA 識別番号を使用することにより、SADAD 納税システムを通じて税の納付（ザカート、所得税、源泉徴収税のいずれも可）を処理することができる。従って、現在では納付すべき税/ザカートを決済するために公認小切手を提供する必要はない。

4.1.3 罰則と上訴

申告書の未提出に対する処罰

法に定められた期限までに申告書を提出しなかった場合、次の 2 つの罰則のうち高い方の罰則が課される。

- 納税者の所得の 1 パーセントに相当する罰金が科される。ただし、その上限は 2 万リヤル (SAR 20,000) を超えないものとする。または、
- 以下のスケジュールが適用される。
 - 期限後の遅延期間が 30 日以下である場合は未納分の税額の 5%
 - 期限後の遅延期間が 30 日超かつ 90 日以下である場合は未納分の税額の 10%
 - 期限後の遅延期間が 90 日超かつ 365 日以下である場合は未納分の税額の 20%
 - 期限後の遅延期間が 365 日を超えた場合には未納分の税額の 25%

延納および詐欺に科される罰金

上記の罰金とは別に、納税に遅滞があった場合、納税者は 30 日の遅延につき未納分の税額の 1 パーセント (1%) に相当する延滞金を支払うものとする。源泉徴収税および予定納税の延滞についても同様である。

上記の罰金に加えて、納税者が租税回避の意図から虚偽の情報/詐欺的な情報を提供した結果として実際に納めるべき税額と申告された税額に違いが生じた場合、その差額の 25 パーセント (25%) に相当する罰金を科されるものとする。

異議申立/上訴

納税者は、収税当局が示した査定もしくは再査定に対し異議を申し立てる権利を有する。異議申立の法定期限は、査定もしくは再査定の通知書を受領してから 60 日間とする。異議申立は当局に宛てた覚書の形で提出し、その覚書に異議の理由/根拠を示さなければならない。

当局が納税者からの異議を却下した場合、納税者は当局の決定から 30 日以内に問題の解決を調整委員会に委ねるか、税務にかかわる違反と紛争解決を担当する各種委員会に上訴する権利を有する。納税者はさらに、税務上の違反と紛争の処理を担当する委員会に上訴する権利を有し、同委員会の決定は終局的な決定とみなされる。

4.2 個人の所得に対する課税

サウジアラビアには、個人の所得に対する課税制度は存在しない。

4.3 付加価値税 (VAT)

4.3.1 登録

企業は、ZATCA のポータル経由で申請を行うことにより、付加価値税 (VAT) に関する登録を行うことができる。納税者が VAT に関する登録を行うためには、有効な納税者識別番号 (tax identification number ; 略称 TIN) を取得する必要がある。ZATCA のオンラインポータルを通じ TIN の発行を受けることも可能である。ZATCA への連絡は、ZATCA のポータルサイト (www.zatca.gov.sa)、国内利用者サービス用の電話番号 (19993)、国際利用者サービス用の電話番号 (+966112048998) または e メールアドレス (info@zatca.gov.sa) を通じて行うことができる。

納税者が供給する課税対象の商品およびサービスの価額が年間の合計 (いずれかの月の月末時点における合計価額と直前の 11 カ月における累計価額を合算する) が 375,000 リヤル (SAR 375,000 ; 米ドル換算で 100,000 ドル) を超えている場合、VAT の登録は必須である。課税対象となる供給品の価額の年間累計が 187,500 リヤル (SAR 187,500 ; 米ドル換算

で 50,000 ドル) を超えているが 375,000 リヤル以下である場合、VAT の登録は任意である。サウジアラビア国内で授受される供給について VAT を収める必要がある非-居住者も、上に挙げたような価額の区分とは無関係に、VAT の登録を義務づけられる。非-居住者は VAT の登録にあたってサウジアラビア国内に拠点を有する税理士のサービスを利用することができる。

登録は、ZATCA のウェブサイト上で登録フォームに記入することによって行われる。さらに、VAT を申請する際には以下の情報を提供しなければならない：申請人の名称、住所、e メールアドレス、身元情報（自然人の場合）、過去に ZATCA が発行した電子 ID 番号がある場合にはその ID 番号、商業登記番号、年間の供給価額または年間支出額、登録の発効日（第 1 希望日以外の希望日も記載できる）。

毎月末の時点で、居住者は翌月からの 12 カ月について年間供給価額を見積もらなければならない。翌月以降 12 カ月の供給価額の見積もりが登録義務発生の基準額を超えた場合、その者は当該月の月末から 30 日以内に登録を申請することを要する。

4.3.2 提出文書および税の納付

登録された納税者はインボイス（適格請求書または簡易適格請求書）を発行し、VAT を徴収し、VAT の申告書を提出した上で、VAT の適正な税額を収税当局に納付しなければならない。

すべての課税対象者もしくは同人の代理人として行為する許可を得た者は、個々の課税期間が終了した月の翌月末日までに、当該課税期間に関する VAT 申告書を提出しなければならない。

「課税期間」は、課税対象となる供給につき納税者が要求する価額の年間累計に応じて 1 カ月または四半期となる。課税対象となる納税者の供給の年間価額が直前の 12 カ月間で 400 万リヤルを超えている場合、課税期間は 1 カ月となる。上記以外の納税者については、標準的な課税期間は四半期となる。

納税者は、付加価値税法の要件に従って適格請求書または簡易適格請求書の発行を義務づけられる。これらの適格請求書はアラビア語で発行することを要する。アラビア語の記述に添えて、同じ内容を他の言語に翻訳したものを併記することも可能である。さらに、2021 年 12 月 4 日以降、居住者たる納税者はインボイスの作成、発行、保存に関して電子インボイス法の要件を順守しなければならない。また、すべての企業は各自の基本的な情報をアラビア語で記した記録をサウジアラビア国内で保管しなければならない。それらの記録は、要請に応じて ZATCA またはその職員に提供されることになる。必要な記録を保管していなか

った場合、記録保管の懈怠は処罰の対象となる。

納税者は ZATCA のオンラインポータルを通じて各自の VAT 申告書を提出する義務を負う。この義務とは、主として、ZATCA のオンラインポータル上の VAT 申告フォームにより、課税期間となる月/四半期に行われた各種カテゴリーの売買の総計を報告することである。課 VAT 申告書は課税期間となる月/四半期毎に提出しなければならない。提出期限は当該課税期間の翌月末日となる。納付すべき税額の確定についても同じ期限が適用される。この期限の不順守（遅延）は処罰の対象となる。

VAT 申告書が提出されると、ZATCA から納税者宛に VAT の納税額を明記した納税請求書が交付される。この税額は、国内銀行の代金決済サービス（SADAD）を利用することができる。税額の決済にサウジアラビア国外の銀行口座を利用する場合、ZATCA が定めた税額に照らして調整を行うために 1 週間以上の余分な時間がかかる。

4.3.3 処罰および上訴

上訴手続の最初のステップは、ZATCA が示した査定に対して異議を申し立てることである。これは、ZATCA のポータル上にある審査オプションを使って行われる。異議申立の提出期限は、ZATCA のポータルを通じて査定結果が通知された日から 60 日以内である。異議申立の書面には、以下の事項が記載されていなければならない。

- 異議申立の対象となる査定の争点
- 異議申立理由
- 異議の裏付けとなる証拠文書

上記の 60 日以内に異議申立がなされなかった場合、当局の査定は終局的な決定となる。

異議申立があった場合、ZATCA は、異議申立の対象となった未納付の税額および罰金に相当する額の保証金もしくは銀行保証を申立人に要求することができる。実際問題として、前記の銀行保証もしくは保証金は、異議申立/審査請求がなされた時点で ZATCA が請求していた税額の未納分の 100%を提供するものでなければならない。

ZATCA の審査・異議部（Review and Objection Section）が異議申立の審査を担当し、納税者が提出した文書を吟味する。手続が順調に運べば、同部は異議申立書提出の日から 90 日以内に決定を下すことになる。当局の決定は、異議申立の一部または全部の承認か拒絶かである。異議申立の全部ないし一部が承認された場合、ZATCA はそれに従って査定結果を修正する。

自らの異議申立に対する ZATCA の決定に納税者が同意しない場合、決定から 30 日以内にザカート・税・関税委員会事務総局 (General Secretariat of Zakat, Tax and Customs Committee ; 略称は GSZTCC) に上訴を提起することができる。GSZTCC は収税当局と納税者の間で派生する租税関連の紛争すべてを審理する控訴審となる。GSZTCC の内部には 2 段階の控訴委員会が存在する。GSZTCC の第 1 レベルの委員会が示した決定に不服がある場合、納税者は当該決定から 30 日以内に、その事案を GSZTCC の第 2 レベルの委員会に上申することができる。第 2 レベルの委員会が示した決定に不服があってもサウジアラビアの司法裁判所に上訴を提起することは認められないため、同委員会の判断は終局的な決定として拘束力を有する。最後の手段として、ZATCA の長官に対して何らかの救済を求める請求を改めて提起することができる。

納税者である企業がサウジアラビアの居住者とみなされる場合、その企業は自らの主たる事業所または支社の人目に付く場所に登録証明書を掲示する義務を負う。さらに、居住者である納税者が電子商取引事業者である場合、自らのデジタルプラットフォーム上に登録証明書を提示しなければならない。事業者が上記の義務に違反した場合、付加価値税法の適用規定に従い、その者は罰金刑を科されることになる。一般に、付加価値税法に従って適用される処罰には以下のようなものがある。

違反内容	科料/罰金 (通貨単位は SAR)
VAT の納税の回避または自らの供給価額の過少申告を意図して虚偽の文書を提出する	納付すべき税額を下限とし、商品もしくはサービスの価額の 3 倍を上限とする金額
当局への不正な納税申告書の提出、提出後の納税申告書の修正、VAT 関連文書の提出により、結果的に税額を引き下げる行為	計算された税額と納付すべき税額の差額の 50%に相当する金額
VAT 申告書を期限内に提出しない	申告書を提出すべきであった VAT の 5~25%に相当する金額
VAT を期限内に納付しない	各月またはその一部につき納付すべきであった VAT の 5%に相当する金額
規則の規定に従って帳簿および記録を保管しない	50,000 以下
付加価値税法または同法施行規則の上記以外の規定に対する違反	50,000 以下

サウジアラビアが電子インボイスについて定めた要件の不順守についても、ZATCA から (第 I 段階で適用される) 以下の処罰が発表されている。

違反内容	料料/罰金（通貨単位は SAR）
<ul style="list-style-type: none"> ● 電子インボイスの未発行 ● 電子インボイス保管の懈怠 	5,000~50,000
<ul style="list-style-type: none"> ● 簡易適格請求書に QR コードを表示しない ● 電子インボイスの発効を妨げる不具合を ZATCA に通報しない ● 電子インボイスに購買者の VAT 登録番号を表示しない（番号表示が要求される場合） 	当初は納税者宛に警告書が交付される。 最大で 50,000 リヤル（SAR 50,000）を上限とする罰金が科されることがある
<ul style="list-style-type: none"> ● 発行後の電子インボイスについて削除や修正を行う 	10,000~50,000

4.4 脱税防止に関する規則

4.4.1 移転価格

2019年2月15日付で「移転価格（TP）に関する付則」（Transfer Pricing (TP) Bylaws）を ZATCA は発行した。この付則は、経済協力開発機構（OECD）の「移転価格ガイドライン」に大いに触発されたものである。TP 付則は、2018年12月31日に終了する会計期間以降の会計期間に適用される。

TP 付則は、取引関係もしくは融資関係にある複数の関係者の間で取引がなされる場合に自然発生的もしくは必然的に生じる状況を規制対象にしている。このような状況は、独立当事者間で同じ取引が行われた場合に生じる状況とは異なるものである。TP 付則が採用している「関係者」（related persons）の定義は、OECD の基準と概ね合致している。

サウジアラビアの居住者とみなされない納税者（非-居住納税者）の移転価格に関する税務基準額は、「アームズ・レングス原則」（独立当事者間において成立するであろう取引条件や価格を基準とする原則）に従って決定されなければならない。

小規模企業を例外として、すべての法人納税者は、納税者の国際的な事業活動に関する情報を記載したマスターファイルと、自社が関係者と交わした取引すべてに関する詳細な情報を記載したローカルファイルを作成の作成を義務づけられる。ここでいう「小規模企業」

とは、関係者との取引価額が 12 カ月間に 600 万リヤルを超えない納税者と定義されている。

TP 付則が適用される納税者は、容易にアクセスできる十分な文書を保管し、ZATCA の閲覧に供さなければならない。当局から要請があった場合、その要請から 30 日以内に前記の文書を提出しなければならない（2018 年 12 月 31 日を末日とする会計期間に対応する文書については、この期限は延長されて 60 日以内となる）。TP 付則の第 7 章および 8 章は、納税者が順守すべき文書保管の要件を規定している。

納税者は、各年度の納税申告書とともに、関係者間取引に関する情報を取引価額に関わらず記載した「情報開示書」(Disclosure Form) を電子文書として提出する義務を負う。それに加えて、移転価格に関する納税者の方針が常に適用されていることを証明する公認内部監査人の宣誓供述書を情報開示書に添付しなければならない。

さらに、直前の報告年度におけるグループの連結収益が 32 億リヤルを超える納税者は、各自の報告年度の末日から 12 カ月以内に、国別の報告書を電子文書として提出しなければならない。

サウジアラビアの居住者とみなされる構成事業体（多国籍企業グループの構成員である企業）が所属する多国籍企業グループが、国別報告書を提出すべき法域において、当該法域の収益水準を満たしていないというだけの理由で国別報告書を提出しない年度があった場合、前記の構成事業体は、その年度については、サウジアラビアでの国別報告書の提出を要求されない。ただし、最新の「OECD 移転価格ガイドライン」によれば、サウジアラビアの居住者である構成事業体に上記の義務免除が適用される場合、その事業体は ZATCA にその旨を通知するとともに、以下の事実を証明するために必要な情報を提供しなければならない： 報告者である事業体の法域の法が国別報告書の提出を要求していること；特定の年度において国別報告書を提出しなかった唯一の理由が、自社の属する多国籍企業グループの連結収益が当該法域の基準を満たしていないという事実にあること。

納税者がサウジアラビア以外の法域に居住する関係者と取引を行い、前記の法域の管轄当局が当該取引に関して調整を実施もしくは提案した場合、納税者は、それに対応する調整手続を求める申請書を ZATCA に提出することができる。

移転価格事前確認（APA）の手続はサウジアラビアには存在しない。ただし、納税者は事前に税務上の判断を求める申請を行うことができる。

4.4.2 過小資本に関する制限

特に過小資本に適用される規定はサウジアラビアの租税法には存在しない。サウジアラビアの資本会社は、貸付手数料/利息として支払われた金額を控除することができる（貸付手数料が 100%出資の支社から国外の本社に支払われた場合を除く）。ただし、負債額や利率が独立当事者間の融資の場合と同水準であることが条件である。課税控除額は、サウジアラビアの所得税法施行規則に規定された計算式に従って計算される。サウジアラビアの企業は 最低限の資本金を借入れによって賄うことができる。これら企業が利用できる借入れの 金額については、特に制限は設けられていない。

4.5 二重課税回避に関する条約

サウジアラビアは現在、日本を含む諸外国との間で 54 の租税条約を締結している。^{*1}

サウジアラビアと日本間で締結された二重課税防止条約（DTAA）は、企業が相手国において恒久的施設（支社等）を設立し、営業活動を行っている場合につき、企業が自らの恒久的施設を通じて得た営業利益のみが当該国における課税の対象となると規定している。

さらに、源泉国における資産運用収益に対する課税については、救済を求めることができる。以下の規定に従って、源泉徴収税の税率は引き下げられる。

- ロイヤルティに関しては 10% ；
- 設備の使用に関する使用料については 5% ；
- 親会社－子会社間の配当については 5% ；株式の配当その他の種類の配当については 10%以上 ；
- 利子については 10%（政府が受け取る利子は免税とされる）。

¹ 二重課税防止条約が発効している国については本書の付録を参照されたい。

5. 報告および監査

5.1 文書および記録の提出

サウジアラビアで登記されている企業は、現地通貨（サウジアラビア・リヤル）を単位としてアラビア語で記載された会計帳簿を保管しなければならない。納税者は、最低限以下の記録を保管する義務を負う：仕訳帳；元帳；在庫管理台帳；その他、納税者の納税額を正確に判断するために必要となる会計記録。所得税法にはこれら記録の保管期間に関する定義は示されていないが、「商業帳簿法」（Commercial Book Law）は、帳簿および記録の保管期間を 10 年と規定している。付加価値税（VAT）については、保管期間は 6 年とされている。

総収入と課税対象の利益は、サウジアラビア・リヤルで計算されなければならない。所得の計算が外国の通貨にかかわるものである場合、外貨建ての金額は、該当する取引が行われた日にサウジアラビア貨幣庁(SAMA)が公示した為替レートに従ってリヤルに換算される。

5.2 認められる会計慣行

サウジアラビアの会計基準（サウジアラビア公認会計士組織(SOCPA)の基準）および IFRS（国際財務報告基準）。

5.3 監査要件および収税当局への文書/報告書提出義務

2018 年より、サウジ公認会計士組織（Saudi Organization for Chartered and Professional Accountants；略称 SOCPA）が採用した国際財務報告基準（IFRS）に基づく年次財務諸表の作成がすべての企業に義務づけられた。サウジアラビアの銀行および保険会社は、それ以前から IFRS に基づく財務諸表を作成している。最近、サウジアラビア商工業省（MOCI）は、「Qawaem」と呼ばれる電子システムに監査済みの財務諸表をアップロードすることを各企業に義務づけた。ザカート・税・関税庁（ZATCA）は、この電子システムにアクセスして納税者の財務諸表を比較することができるようになった。

サウジアラビアにおいて所得税の課税対象となる外国企業は、監査済みの財務諸表に

基づき、所得税の申告書を提出することを義務づけられる。

5.4 監査要件および株主への文書/報告書提出義務

有限責任会社および合資会社は、会計年度の末日から 4 カ月以内に監査済みの財務諸表をサウジアラビア商工業省（MOCI）に提出することを要求される。

監査済みの財務諸表は MOCI のポータル「Qawaem」にアップロードされるが、財務諸表はアラビア語で作成されなければならない。

上場企業は、各四半期の末日から 45 日以内に、監査人により審査済みの四半期報告書をサウジアラビア資本市場庁（Capital Market Authority；略称 CMA）に提出するとともに、会計年度の末日から 90 日以内に監査済みの年次財務諸表を提出することを義務づけられている。

さらに詳細な要件については以下のウェブサイトを参照されたい（<https://mc.gov.sa/>；<https://cma.org.sa>）。

5.5 公認内部監査人の雇用

有限責任会社および合資会社の財務諸表は、サウジアラビア国内で実務に携わる許可を得た公認会計士による監査を受けることを要する。

会社の年次株主総会において、株主により監査人が任命される。

サウジ公認会計士組織（SOCPA）は会計士の職能団体であり、サウジアラビアにおける会計と監査を職業とする人々を監督している。

上記の許可を得ている会計事務所のリストは、以下の SOCPA のウェブサイトに掲げられている：<https://sopca.org.sa>。

付録

二重課税防止条約

租税条約の詳細については以下のリンクを参照のこと：

<http://zatca.gov.sa/RuleRegulations/Agreement/Pages/default.aspx>

アルバニア	ルクセンブルグ
アルジェリア	マレーシア
オーストラリア	マルタ
アゼルバイジャン	メキシコ
バングラデシュ	オランダ
ベラルーシ	パキスタン
ブルガリア	ポーランド
中国	マケドニア共和国
香港（中国特別行政区）	ルーマニア
キプロス	ロシア
チェコ	シンガポール
エジプト	南アフリカ
エチオピア	スペイン
フランス	スウェーデン
ガボン	スイス
ジョージア	シリア
ギリシア	タジキスタン
ハンガリー	チュニジア
インド	トルコ
アイルランド	トルクメニスタン
イタリア	英国
日本	ウクライナ
ヨルダン	アラブ首長国連邦
カザフスタン	ウズベキスタン
韓国	ベネズエラ
コソボ	ベトナム
キルギスタン	